

## 首席研究者の役割等

国立研究開発法人海洋研究開発機構  
海洋工学センター運航管理部

## 1. 選定

首席研究者は、海洋研究推進委員会による審議を経て、国立研究開発法人海洋研究開発機構（以下、「機構」という。）理事会の承認により決定される。

\* 首席研究者とは・・・乗船研究者のうち、研究航海を統括する者

## 2. 首席研究者の任務と権限

## 【航海前】

- ① 航海計画について調整をする（乗船者数、積み込み機材・スペース、研究支援等）。
- ② 航海実施要領書を作成する。
- ③ 作業日程案を作成する。
- ④ 航海計画事前打合せ会を開催する。
- ⑤ 沿岸国の管轄水域（領海、排他的経済水域等）における海洋の科学的調査の同意申請に協力する（申請書・名簿作成、原案打合せへの参加等）。
- ⑥ 沿岸国の国内法等によって要請されている科学的調査の同意申請以外の手続の申請をし、調査開始までに同意を得る（ABS 申請、環境影響評価報告、海洋保護区調査の特別許可等）。
- ⑦ 漁業調整に協力する。
- ⑧ 定常観測データ公開猶予期間設定の有無を決定する。
- ⑨ その他航海実施に当たって必要な事項に関して調整する。

## 【航海中】

- ① 原則として、航海の全航程に乗船する。
- ② 「データ・サンプル取扱規程」に基づいて、得られたデータ・サンプルを課題採択研究者等とともに適切に取り扱う。
- ③ 研究者間の作業日程を調整する。
- ④ 総括責任者（運航管理部長）宛て（nippou@jamstec.go.jp）に日報による報告を行う。
- ⑤ 課題採択研究者及び観測技術員への指示を行う。
- ⑥ 課題採択研究者と船側、運航チーム並びに観測技術員との連絡調整を行う。
- ⑦ 「クルーズサマリー」、「クルーズレポート」及び「メタデータシート」の作成及び取りまとめを行う。なお、データ及びサンプルの提出の際には、「データ提出委託シート」に署名の上、合わせて提出する。
- ⑧ 定常観測データ（別紙 17 参照）を可能な限り取得する（実際の作業は観測技術員もしくは船員が実施）。
- ⑨ 船長の職務権限に基づく指示・命令を課題採択研究者へ徹底させる。

- ⑩ 事故、トラブル発生時の研究続行に係わる事項を機構へ報告する。
- ⑪ その他航海の実施に関わる調整を行う。

#### 【航海後】

- ① 航海終了後1ヶ月以内に「クルーズサマリー」及び「クルーズレポート」及び「メタデータシート」を提出する。
- ② 原則として採択された課題の成果は「ブルーアースシンポジウム」において発表する。また、当該航海に関連する研究者に対してもその旨周知する。
- ③ 首席研究者もしくは採択された課題提案者は首席研究者の了解の下、機構研究報告書「JAMSTEC-R」へ投稿し、また、共同研究者に対して投稿を働きかける（任意）。
- ④ 研究成果の公表の結果を機構に届ける。また、当該航海に関連する研究者に対しても周知し、成果の管理に努める。
- ⑤ データ・サンプル及びメタデータを必要に応じて関係部署に引き渡す。もしくは、他乗船研究者に関係部署への提出を指示する。

#### 3. 次席研究者の任務と権限

- ① 海洋研究推進委員会より特に指名がない場合、首席研究者が次席研究者を指名する。
- ② 原則として、航海の全航程に乗船する。
- ③ 次席研究者は首席研究者の任務を補佐するとともに、首席研究者がその任務不能の場合、その任務と権限を代理する。